

宇多津町スポーツ及び文化芸能大会激励金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町におけるスポーツ及び文化芸能の振興を図るため、大会に参加する個人又は団体に対する激励金（以下「激励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる激励金の交付対象大会は、当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ部門交付対象大会

ア 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体や準加盟団体又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が主催、共催又は後援する大会で、予選会等を経て出場又は厳正かつ明確な基準により推薦されて出場する四国規模以上の大会

イ その他教育長が適当と認める大会

(2) 文化・芸能部門交付対象大会

文化芸術基本法8条から12条までの規定による文化芸術の振興に寄与する四国大会、西日本大会及び全国規模の大会で、次の各号のいずれかに掲げるもの。

ア 国及び地方公共団体が主催、共催する大会のうち、予選会等を経て出場または厳正かつ明確な基準により推薦され出場する大会

イ その他教育長が適当と認める大会

(交付対象者)

第3条 激励金の支給の対象とする個人又は団体は、次に掲げるものとする。

(1) 町内に住所を有する者

(2) 町内事業所に勤務し、町内のスポーツ団体に所属する者

(3) 町内に活動本拠地を有し、町内の文化・芸能団体に所属する者

2 大会要綱等で定められている選手、監督、指導者とする。

3 大会の出場を職業として行い、それにより生計を立てている者、学校を代表として公費で出場する者又は主催者や県等から旅費等が支給される者を除く。

(激励金の額)

第4条 激励金は、次のとおりとする。

(1) スポーツ部門

ア 四国大会及び西日本大会は75,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に5,000円を乗じた額とする。ただし、香川県で開催される場合は、45,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に3,000円を乗じた額とする。

イ 全国大会は150,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に10,000円を乗じた額とする。ただし、北海道、東北地方、沖縄で開催される場合は上記額に1人につき5,000円を加算するものとし、香川県で開催される場合は、75,000円を限度とし、15人以内の場合は対象人数に5,000円を乗じた額とする。

ウ 国際大会の場合は、1人につき30,000円とする。

(2) 文化・芸能部門

ア 四国大会及び西日本大会は90,000円を限度とし、30人以内の場合は対象人数に3,000円を乗じた額とする。

イ 全国大会は150,000円を限度とし、30人以内の場合は対象人数に5,000円を乗じた額とする。香川県で開催される場合は、90,000円を限度とし、30人以内の場合は対象人数に3,000円を乗じた額とする。

(激励金交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、宇多津町スポーツ及び文化芸能大会激励金等交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 激励金の交付申請を単年度に2回以上する団体は、次の激励金の年限度額を超えては申請できない。また、個人で激励金の交付申請を単年度に2回以上する場合には団体同様に限度額を設ける。

(1) 年限度額

ア 団体	四国大会及び西日本大会	100,000円
	全国大会	200,000円
イ 個人	四国大会及び西日本大会・全国大会	80,000円

(激励金の交付)

第6条 教育長は、前条の規定に基づき提出された申請書等の審査により、交付することが適当であると認めるときは、請求書(様式第2号)により速やかに交付するものとする。

(結果の報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、教育長に対し宇多津町スポーツ及び文化芸能大会激励金等結果報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

（返還）

第8条 激励金受領後、何らかの要因で当該大会に参加できなかった場合、並びに不正による申請が確認された場合は、速やかに激励金を返還しなければならない。

（その他）

第9条 町団体の出場について

高齢者のスポーツ振興とスポーツレクリエーションの振興を目的として、町または町教育委員会の要請により、次の大会に町の団体として参加する者に、1名につき1,000円を交付する。

（1）香川県健康福祉祭

（2）県民スポーツ・レクリエーション祭スポーツ大会

附 則

1. この要綱は平成24年5月10日より施行する。
2. この要綱は平成25年4月1日より施行する。
3. この要綱は平成27年4月1日より施行する。
4. この要綱は平成28年4月1日より施行する。
5. この要綱は平成30年4月1日から施行する。